

# 官報

號外 昭和十八年二月二十七日

## ○第八十一回衆議院議事速記録第十七號

昭和十八年二月二十六日(金曜日)

午後一時三十七分開議

議事日程 第十六號

昭和十八年二月二十六日

午後一時開議

第一 自動車交通事業法中改正法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス)

一昨二十五日當任委員補選ノ結果左ノ如シ

第五部選出

決算委員 南條 德男君(南雲 正朔君 補闕)

第九部選出

決算委員 池本甚四郎君(渡邊健君補 闕)

一昨二十五日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

戰時行政特別法案(政府提出)外二件委員

辭任牧原源一郎君 補闕加藤 宗平君

戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)委員

辭任篠原 陸朗君 補闕黒田 巖君

○議長(岡田忠彦君) 是ヨリ會議ヲ開キマ

ス

○森下國雄君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ

提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、市制

中改正法律案、町村制中改正法律案、府縣

制中改正法律案、北海道會法中改正法律案

朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關ス

ル法律案、右五案ヲ一括議題トナシ、委員

長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレシコ

トヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異

議アリマセスカ

(ニ異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——市制中

改正法律案、町村制中改正法律案、府縣制

中改正法律案、北海道會法中改正法律案、

朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關ス

ル法律案、右五案ヲ一括シテ第一讀會ノ續

ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——

古屋慶隆君

市制中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

町村制中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

府縣制中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

北海道會法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ

關スル法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一市制中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 古屋 慶隆

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一町村制中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 古屋 慶隆

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一府縣制中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 古屋 慶隆

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一北海道會法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 古屋 慶隆

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ

關スル法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十八年二月二十六日

委員長 古屋 慶隆

衆議院議長岡田忠彦殿

(古屋慶隆君登壇)

○古屋慶隆君 只今議題ニ上リマシタ市制

中改正法律案外四件ニ付キマシテ、特別委

員會ニ於ケル審議ノ經過竝ニ結果ノ概要ヲ

御報告申上ゲマス、本委員會ハ一月三十一

日ニ開會致シマシテ、委員長及理事ヲ互

選シ、二月一日内務大臣ヨリ提案ノ趣旨ニ

付テ説明ガアリマシタ、其ノ後本日ニ至ル

間ニ都合十三回ニ互ツテ會議ヲ開キマシタ、

案件ノ重要性ニ鑑ミマシテ、凡ニル角度カ

ラ質疑ヲ重ネマシテ、慎重ナル審議ヲ盡シ

タノデアリマス、提案趣旨ノ説明等ハ、過

日ノ本會議ニ於ケルモノト概ネ其ノ内容ヲ一ニシテ居リマスルカラ、是ハ申上ガマセヌ、是カラ委員會ニ於テ行ハレマシタ質疑應答ノ主ナルモノニ付キ、其ノ概要ヲ申上グルコトニ致シマスルガ、詳細ハ速記録ニ就テ御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス

先ヅ市制及ビ町村制ノ改正法律案ニ關シマシテ、重要ナル八點ヲ説明致シタイト思ヒマス

第一點、本改正案ハ戰時下敢テ提案ヲ必要トスル緊急ノ法案ト認ムルヤ否ヤト云フ質問ニ對シテ當局ヨリ、本改正案ハ戰時諸施策遂行ノ第一線行政機構トシテ、重大ナル責務ヲ有スル市町村ノ行政ノ根本的刷新ト、高度ノ能率化トヲ圖ルコトヲ目的トスルモノデアツテ、國策ノ滲透徹底及ビ國民生活ノ確保安定上缺クベカラザルモノデアリ、戰ヒテ徹底的ニ際抜ク爲ノ國內體制ノ整備確立ヲ期スル上ニ於テ、最モ緊要ナル法案デアルト、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス、而シテ本法案ガ戰時ノ非常立法デアルカドウカト云フコトニ付キマシテ、本法案ハ戰力増強、國民生活ノ確保安定上緊要ナル法案デ、多分ニ戰時對策タル意義ヲ有スルモノデアリマスルガ、固ヨリ一面市町村行政ノ實情等ニモ深イ顧慮ヲ拂ツテ居ルノデアツテ、單ナル一時ノ措置トハ考ヘテ居ラナイ、併シナガラ戰後ニ於テ、他ノ各般ノ制度施策ト共ニ、新タナル事態ニ對應致シマシテ、地方制度ニ付テモ改ムベキモノガアルナラバ、之ヲ改ムルコトハ當

然ノコトデアルト云フ趣旨ノ答辯ガアツタノデアリマス

第二點、本改正案ト自治トノ關係ニ關スル事項デアリマス、即チ本改正案ハ、官治的ノ色彩ガ濃厚デアツテ、之ヲ實施スレバ、國民ノ自治精神ノ昂揚ヲ阻礙スル虞ガアルノデハナイカト云フ趣旨ノ質疑ニ對シテ、當局ヨリ、今回ノ改正ハ戰時下國策遂行ノ第一線行政機構トシテノ市町村ノ重要性ニ鑑ミ、其ノ行政ヲシテ眞ニ時局ノ要請ニ即應シテ、十全ノ機能ヲ發揮セシムルガ爲ニ、必要ナル諸般ノ改正ヲ行ハントスルコトヲ、本旨トスルモノデアツテ、畢竟市町村自治ヲシテ、眞ニ能ク時局ニ活カシ、時代ノ推移ト國家ノ要求トニ應ジテ、市町村自治ノ眞面目ヲ顯現昂揚セシメントスルニ外ナラナイ旨ノ答辯ガアツタノデアリマス

第三點、市町村長ノ選任及ビ解任ニ關スル事項デアリマス、市町村長ノ選任方法ノ改正ニ付テハ、當局ハ偏ニ市町村長ノ地位ノ重要性ニ鑑ミ、官民協力シテ眞ニ適材ヲ市町村長ニ擧ゲ、而シテ之ヲシテ其ノ責務ニ專念精進セシメントスル趣旨ニ出ルモノデアリマス、力説シタノデアリマス、而シテ市町村長ノ選任方法ニ付キ、市長ト町村長トノ間ニ、著シキ差別ヲ設クルノ理由如何トノ質疑ニ對シマシテ、當局ヨリ此ノ差別ハ先ヅ第一ニ市町村長トノ間ニ存スル自治ノ實體ニ於ケル相違ニ基クモノデアアル、市行政ノ要點ト云フモノハ、能率的ナル良キ行政ヲ與フルト云フ所ニアルガ、町村行

政ノ要點ハ、町村民ト深ク接觸ヲ保チ、町村民ニ融ケ込シテ之ヲ率キルト云フ所ニアルノデアアル、即チ町村ニ於テハ、市ニ比較シテ其ノ實情上、純粹素朴ナル自治ガ適合スルモノト思ハレルノデアツテ、隨テ市長ト町村長トノ選任方法ニ付テモ、自ラ差別ガアツテ然ルベキモノデアルト考ヘル、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス、第二ニ此ノ差別ハ、市町村長ノ選任方法ヲ改正スベキ實際上ノ相違ニ基クモノデアアル、即チ市ノ地位ヲ確立強化シ、之ヲシテ時局ノ要請ニ應ジ、其ノ責務ニ專念精進セシムル必要ガ、一層大キイ實情デアアルノデアアル、第三ニ此ノ差別ハ國政事務等ノ處理ニ關シ、市長ト町村長トノ間ニ存スル地位上ノ相違ニ基クモノデアツテ、隨テ此ノ見地ヨリ市長ト町村長トノ間ニ、差別ヲ設クルコトノ敢テ當ヲ失スルモノデアナイト思フ、第四ニ市町村長ノ選任ニ關スル從來ノ沿革ニ徴シテモ、市長ト町村長トノ間ニハ略、今回ノ如キ差別ガ設ケラレテ居タモノデアルト云フ答辯ガアツタノデアリマス、而シテ市長選任ノ手續ニ關シ、内務大臣ガ勅裁ヲ經テ選任スト云フ意味ニ付キマシテ、當局ヨリ、右ハ市會ノ推薦シタ候補者ニ付キ、内務大臣ニ於テ慎重ニ銓衡シタル上、全責任ヲ以テ勅裁ヲ仰ギ、而シテ勅裁ヲ經タル上ハ、其ノ儘ニシテ發令スル意味デアルト云フコトヲ明カニシタノデアリマス、其ノ他市長ノ選任ニ關シマシテ、委員諸君ノ熱心ナル質疑ニ依

リマシテ、第一ニ市會ニ於テ推薦スベキ候補者ノ數ハ、普通ニハ一名ナルコトヲ豫想シテ居ルケレドモ、市會ノ實情ニ依ツテハ、二名以上ノ候補者ヲ推薦スルコトモ差支ヘナイコト、第二ニ市會ノ推薦シタ候補者ニ付テ、内務大臣ガ責任ヲ以テ勅裁ヲ仰ゴトガ出來ナイト考ヘレバ、更ニ候補者ノ推薦ヲナサシメ得ベキコト、第三ニ推薦ヲナスベキ期日ハ、通常一箇月ノ餘裕ヲ置クコトヲ考ヘテ居ル等ノ諸點ヲ、明カニセラレタノデアリマス、此ノ點ハ最後ニモウ少シハツキリ申上ゲマス

改正案ニ依ル市長ノ選任方法ハ、大正十五年以前ノ舊規定ニ於ケルト異ナル所アリヤトノ質問ニ對シマシテ當局ヨリ舊規定ニ於テハ、市會ノ推薦スベキ候補者ノ員數ハ、必ズ三人ヲ要スルコトトナツテ居タガ、今回ノ規定ニ於テハ、此ノ制限ヲ撤廢シタノデアアル、第二ニ舊規定ニ於テハ、市會ノ推薦スベキ候補者ハ、選舉ノ方法ヲ以テ人選スルヲ要スルコトニ致シテ居ツタガ、今回ノ改正案ニ於テハ、直截簡明ニ候補者推薦ニ關スル市會ノ意思決定サヘアレバ十分デアルトシ、其ノ人選ノ方法如何ヲ、限定シナイコトニ致シテ居ルノデアリマス、第三ニ尙ホ此ノ舊規定ノ運用ノ實際ニ於テハ、市會ノ推薦シタル三人ノ候補者ニ付キ、内務大臣ニ於テ銓衡ノ上、其ノ中ノ最適任者ト認ムル一人ヲ上奏シ、御裁可ヲ請フ手續ヲ執ツテ居リマシタガ、今回ノ改正案ニ於テハ、普通ノ地方制度

等ニ關スル立法例ニ倣ヒマシテ、勅裁ヲ經テ内務大臣ガ之ヲ選任スルト云フ形式ヲ執ルコトニ致シタノデアリマス、是ハ主トシテ手續ノ形式ニ關スル問題デアツテ、實質ニ於テハ舊規定ト多ク異ナル所ハナイト考ヘテ居ル、尙ホ此ノ場合普通ノ立法例ニ於テハ、日本銀行等ニ關スル諸法律ヲ見マ

スルト「勅裁ヲ經テ政府之ヲ命ズ」ト云フ用語例デアアルノデアリマスガ、市長ノ選任ノ場合ニ「勅裁ヲ經テ内務大臣之ヲ選任ス」ト云フ文字ヲ使ツタノハ、自治團體タル市ノ市長ヲ選擧スルニ當ツテ、命ズルト云フ字句ハ適當デハナイカラ、地方制度上ノ用語例ニ倣フツテ、選任スト云フ字句ヲ採用シタモノデアルトノ答辯ガアツタノデアリマス、更ニ改正案ニ付テ舊規定ト異ナリ、市會ノ推薦ヲ俟タズシテ、市長ヲ推薦シ得ル規定ヲ設ケテアルガ、是ハドウ云フ規定デアルカト云フ質問ガアリマシタガ、是ハ偏ニ實際

上ノ必要ニ基クモノデアツテ、從來ノ市長選擧等ノ實績ニ徴スルト、市會ノ議ガ容易ニ纏マラナイデ、相當期間市長ノ曠缺ヲ來タシタ例モアルノデアツテ、斯カル場合ヲ救済スル趣旨ヲ以テ設ケタモノデアアル、隨テ本規定ハ市會ガ指定ノ期日マデニ、候補者ノ推薦ヲナサザル場合ニ於テ、常ニ必ズ之ヲ働カセネバナラスト云フ趣旨ノモノデナイコトハ、言フマデモナイ所デアアル、即チ市會ノ情勢上候補者ノ推薦ニ付キ容易ニ議ガ纏マラナイ、隨テ相當期間ニ互ツテ、市長ノ曠缺ヲ來スコトガ明瞭ニ豫想セラル

ル場合ニ於テ、初メテ之ヲ働カス、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス、此ノ點モ最後ニ政府ノ辯明ヲ御紹介申上ゲマス

次ニ町村長ノ選任ニ付キマシテ、府縣知事ハ如何ナル場合ニ不認可ニスルカトノ質問ニ對シマシテ、當局ヨリ、今回ノ改正ノ要旨ハ、町村内第一流ノ人材ヲ、町村長ニ擧ゲルコトニアルカラ、府縣知事ハ、其ノ者ガ果シテ町村長トシテ適任デアアルヤ否ヤニ付テ、慎重審議スルノハ勿論デアアルガ、不認可ノ場合ヲ例示スレバ、大體ニ於テ即チ町村會ノ選擧ノ手續ニ瑕疵アリタル場合、第二ニ犯罪ノ起訴中ノ者、第三ニ疾病等ノ爲メ、町村長ノ重責ニ堪ヘ得ズト認めラレル者、第四ニ各般ノ情勢上選擧セラレタル者

ガ、町村民ノ輿望ニ適ハザルコトガ、明瞭ニ看取セラレタル場合ニ於テハ、不認可ニスルトノ答辯ガアツタノデアリマス、市町村長ノ解職ノ規定ニ付キマシテモ、大イニ委員會デ議論ガアツタノデアリマス、當局ヨリ本規定ハ市町村行政ノ運営上、市町村長ニ付テ著シク其ノ在職ヲ不適當トスル事由ガアル場合ニ於テ、其ノ地位ヨリ之ヲ排除スル、斯ウ云フ趣旨ノモノデアアル、是ハ市町村長ノ地位ト責任トガ、愈々重大化シテ來タコトニ伴フ當然ノ歸結デアリ、選任方法

ノ改正ト相俟ツテ、自ラ市町村長ニ適材ヲ得ベキコトハ、期待セラレルノデアリマスケレドモ、是ガ運用ニ付テハ、事ノ重要性ニ鑑ミ、十分慎重ヲ期スル方針デアル旨ノ答辯ガアツタノデアリマス、而シテ著シク

其ノ在職ヲ不適當トスル事由ハ、如何ナル場合ヲ言フカト云フ質問ニ對シテ、當局ヨリ、例ヘバ第一市町村長ガ犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ、市町村民ニ信望ヲ失フニ至ツタル時、第二、市町村長ガ就任ノ後ニ於テ、疾病等ノ爲メ職責ニ堪ヘザルニ至ツタ時、第三、市町村長ト市町村會トノ間ガ甚ダシク圓滿ヲ缺キ、而モ市町村長ヲ退職セシムルコトヲ相當トスル時、其ノ他右ニ準ズルガ如キ、著シク在職ヲ不適當トスル事由ガアツタ時ヲ考ヘテ居ル、斯ウ云フ趣旨ノ答辯ガアツタノデアリマス、尙ホ町村長ノ解職ハ府縣知事ノ行フ所デアアルカラ、此ノ趣旨ヲ明瞭ニ府縣知事ニ通達スルト同時ニ、府縣知事ガ町村長ノ解職ヲ行ハントスル時ハ、豫メ内務大臣ニ稟議セシムル等、萬遺漏ノナイ取扱ヒヲナスコトニシタイト云フ言

明ガアツタノデアリマス、此ノ點モ最後ニ御報告申上ゲマス、尙ホ市町村長ノ解職ニ關シ、事ノ事由ヲ列擧スベキデハナイカ、斯ウ云フ場合ニ解職ヲスルトノ列擧主義ヲ採ルベキデハナイカ、又解職ニ付テ豫メ市町村會ノ意見ヲ徴シ、又ハ何等カ委員會等ノ議ヲ經ルコトニスベキデハナイカ等ノ質問ニ對シテ、當局ヨリ、解職ノ事由ヲ網羅的ニ列擧スルト云フコトハ、技術的ニ困難デアアル、一面本規定ハ極メテ限定セラレタル表現ヲ以テ規定シテ居ルカラ、ウテ他ノ立法例ト比較シテモ、決シテ不當デハナイト云フ答辯ガアツタノデアリマス、又解職ニ付テ豫メ市町村會等ノ意見ヲ徴スル時ハ、

事柄ノ性質上下ウモ適當デナイ、良イ結果ヲ收メルコトガ出來ヌト思フ、又懲戒審査會等ニ類スル特別ノ機關ニ諮ルト云フコトモ、此ノ解職ガ元々市町村行政全體ノ上ヨリ見テ、其ノ適不適ヲ判斷スルモノデアアルカラ、寧ろ行政全般ニ付テ監督ノ責任ヲ有シテ居ル監督官廳ニ於テ、全責任ヲ以テ之ヲ判斷スルヲ適當ト信ズル、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス、又市町村長ノ選任方法ノ改正ニ關聯致シマシテ、是ガ優遇方法ニ對シテ考慮シテ居ルカ、斯ウ云フ質問、更ニ一般ノ吏員ニ付テ優遇ノ途ヲ考慮シテ居ルカト云フ質問ニ對シマシテ、當局ヨリ市町村長及ビ市町村吏員ニ付テハ、物心兩面ニ互リ優遇ノ方途ヲ講ズルコトハ、極メテ肝要ト考ヘテ居ルカラ、明年度ヨリハ市町村吏員ノ恩給制度ヲ實施スルノ豫定デアリ、又市町村長ニ對スル榮譽的優遇ニ付テモ、目下折角研究中デアアル、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス

第四ハ、市町村會議員ノ選擧ニ關スル事柄デアリマス、本改正案ニ於テハ、選擧ノ純化向上ヲ期スル、例ヘバ家族制度ヲ基調トスル選擧制度ヲ考慮シタコトガアルカドウカ、又町村會ノ構成等ニ付テ、所謂特別議員ノ制度ヲ考ヘタカドウカ、又更ニ何故ニ所謂推薦制度ノ法制化ヲ考慮シナカッタカ等ノ質問ニ對シテ、當局ヨリ選擧ノ實體ニ觸レル改正ハ、將來衆議院議員選擧法改正ニ際シテ、是トモ關聯ヲシテ考究スル

コトニ致シタイト云フ趣旨ノ答辯ガアツタ  
 ノデアル、又町村會ノ特別議員制度ハ、公  
 選主義ノ根本ニ觸レル重大問題デアアル、果  
 シテ適當ナル結果ヲ得ルヤ否ヤニ付テモ、大  
 イニ研究ヲ要スルモノガアル、推薦制度  
 ヲ法制化スルト云フコトニ付テハ、其ノ利  
 弊ニ付テ更ニ十分ニ検討ヲ要スルモノガア  
 ル等ノ答辯ガアリマシタ、此ノ點ハ府縣制  
 改正法律案ノコトヲ中上、ゲル時ニ更ニ申上  
 ゲマス、又市町村會議員ノ選舉ニ、衆議院  
 議員選舉人名簿ヲ利用スルコトニ關シ、市  
 町村公民ノ要件デアアル住居期間ヲ、二年ヨ  
 リ六箇月ニ短縮シテハドウカ、斯ウ云フ質  
 問ニ對シ當局ヨリ、市町村公民ノ要件デア  
 ル住居期間ヲ短縮スルコトニスラナラバ、  
 寧ロ之ヲ全然撤廢スル方ガ、考ヘ方トシテ  
 徹底シテ居ルノデヤナイカ、若シ斯ウデア  
 ルトスラナラバ、地方制度ニ於テ公民主義  
 ヲ全廢シ、住民主義ヲ採ルベキデアツテ、  
 地方自治制度ノ根本ニ觸レル重要問題デア  
 ルカラ、將來ノ問題トシテ十分研究ヲ致シ  
 タイ、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス

第五ハ市町村會ノ權限ニ關スル事項デア  
 リマス、本改正案ニ於テ市町村會ノ權限ヲ、  
 所謂制限列舉主義ニ改メ、異議ノ決定等ノ權  
 限ヲ市町村長ニ移シ、又市會ニ會期制ヲ採用  
 スルガ如キハ、之ヲ要スルニ市町村會ノ權限  
 ヲ弱メ、自治ヲ壓縮スルモノデナイカト云  
 フ質問ニ對シマシテ、當局ヨリ、右ハ觀念論  
 デハナク、専ラ時局下ニ於ケル市町村行政  
 ノ實情ヨリ來タル改正デアツテ、今日ノ時  
 局ニ即應シテ市町村行政ヲ、能率的ニ敏活  
 ニ處理遂行セシメントスルモノニ外ナラナ  
 イトノ答辯ガアツタノデアリマス、尙ホ之  
 ニ關聯致シマシテ、市町村內ニ於ケル各種  
 施策ノ綜合計畫化ヲ圖ル爲ニ、市町村ニ新  
 タニ參與ノ制度ヲ設ケタノデアアルガ、是ハ  
 市町村會又ハ市町村常會等ノ機能ト重複シ、  
 簡素ナルベキ市町村ノ機構ヲ、却テ複雑ナ  
 ラシムルモノデハナイカ、寧ロ市町村會ヲ  
 シテ、斯カル權限ヲ行使セシムベキデハナイ  
 カト云フ質問ニ對シテ、當局ヨリ、參與ハ  
 市町村內ノ團體等ノ活動ノ連絡調整ヲ圖リ、  
 各種施策ノ綜合的運營ヲ期スルコトガ主眼デ  
 アツテ、現在ノ市町村會ノ構成デハ、斯カ  
 ル機能ヲ行ハシメルコトガ適當デハナク、  
 若シ是ガ爲ニ市町村會ノ組織ヲ改善セント  
 スレバ、結局此ノ特別議員制度ヲ採用スル  
 コトニ歸着スルガ、之ニ付テハ大ニ考究  
 ヲ要スルモノガアル、又市町村會ト參與ト  
 ハ、各、其ノ職分ガ明確ニ區別セラレ、相互  
 ニ職務權限ノ重複ヲ來スコトナク、尙ホ市  
 町村常會ト云フモノニ對シテ、參與ハ恰モ  
 其ノ幹部會タル如キ地位ヲ持ツノデアツテ、  
 是亦何等其ノ間ニ摩擦ヲ生ズル憂ヒハナイ  
 旨ノ答辯ガアツタノデアリマス

第六ハ市町村ト市町村內ノ團體、特ニ農業  
 團體トノ關係ニ關スル事項デアリマス、改正案  
 ニ依レバ、市町村長ヲ中心ニシテ或ル程度市  
 町村內ノ團體等ノ一元的指導ノ方途ガ講ゼ  
 ラレテ居リマスガ、是デハ不徹底デアツテ、  
 更ニ市町村ト團體トノ一元化ヲ強化シ、少  
 クトモ町村長ト農業團體長トノ兼任ヲ決定  
 スベキデハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、  
 當局ヨリ團體自體ヲ市町村ニ統合スルコト  
 ハ、必ズシモ實情ニ適フモノデハナイ、又  
 町村長ト農業團體長トノ兼任ヲ、法制化ス  
 ルト云フコトハ餘程困難デアアル、併シナガ  
 ラ運用上ノ問題トシテ、町村長ニシテ適當  
 ナル者ナル限り、之ヲシテ團體長ヲ兼任セ  
 シムル方針デアアル旨ノ答辯ガアツタノデア  
 リマス、尙ホ市町村長ハ、市町村內ノ團體  
 等ニ對シ必要ナル指示ヲナシ得ル旨ノ規定  
 ガアルデアリマスガ、市町村內ノ團體等  
 トハ、如何ナルモノヲ指シテ居ルカト云フ  
 質問ニ對シマシテ、當局ヨリ、是ハ市町村ノ  
 地域ヲ基礎トシテ活動スル一切ノ公共的乃  
 至公益的團體等ヲ意味スルモノデアアル、又  
 指示トハ單ナル意見ノ提示又ハ勸奨ト異ナ  
 リ、相手方ニ於テ之ニ從フベキ法律上ノ拘  
 束ヲ受ケルノデアアルガ、若シ之ニ從ハナイ  
 場合ニ於テハ、市町村長ニ於テ自ラ強制シ  
 得ル權限ハナイ、當該團體ノ監督官廳ノ措  
 置ヲ申請シ得ルコトニナツテ居ル旨ノ説明  
 ガアリマシタ

第七ハ町内會、部落會ニ關スル事項デア  
 リマス、町内會、部落會ニ關シマシテハ、  
 モツト徹底シタル規定ヲ設ケテ、其ノ性格  
 ヲ明確ナラシムルト共ニ、行政區ノ制度ノ如  
 キモ、廢止スベキデハナカツタカト云フ質  
 問ニ對シテ、當局ヨリ町内會、部落會等ハ  
 家ノ延長トモ云フベキ隣保協同團體デアツ  
 テ、之ニ對シ餘リ窮屈ナ畫一的規定ヲ設ケ  
 ルナラバ、却テ其ノ圓滿ナル自治的發達ヲ  
 阻礙スル虞ガアルト考ヘタノデ、今回ハ唯其  
 ノ活動上ノ不便ヲ除キ、弊害ヲ防止スル爲  
 メ、會計及ビ區域等ニ關シテ必要ナル最小  
 限度ノ規定ヲ設ケ、其ノ適正ナル運營ト健  
 全ナル自主的發達トヲ圖ツタモノデアアル、  
 隨テ法人タル町内會、部落會等ノ性格ハ、  
 財產管理ノ主體タル法人デアツテ、公益的ナ  
 私法上ノ人格デアアルコト、又行政區トノ關  
 係ニ付テハ、其ノ區域ノ一致シテ居ル所デハ、  
 運用上行政區ヲ廢止シテモ差支ヘナイノデ  
 アルガ、區域ノ一致シナイ所デハ、依然之  
 ヲ置ク必要ガアルノデ、今回ハ行政區ノ制  
 度ヲ、全面的ニ廢止スルコトヲナサナカツ  
 タノデアアルト云フ答辯ガアツタノデアリマ  
 ス、町内會、部落會ニ財產權ノ主體タルコ  
 トヲ認メルナラバ、財產ノ造成ハ自然ノ勢  
 ヒデアツテ免レ難イト思フ、斯クテハ過去  
 數十年間大イナル苦心ト、相當ナル犠牲ヲ  
 拂ツテ來タ部落有林野ノ統一ノ方針ニ逆行  
 シ、部落觀念ヲ強メル結果トナルノデハナ  
 イカ、又統一シタ財產ハ町内會、部落會ニ還  
 付セシムルヤノ質問ニ對シマシテ、當局ヨ  
 リ町内會、部落會ニ付テハ、其ノ現狀ト實  
 際上ノ必要トニ鑑ミ、是ガ善導ト善用トヲ  
 圖ルコトハ極メテ肝要デハアルガ、一面部  
 落對立ノ弊ヲ生ジ、町村ノ統一ニ支障ヲ來  
 スガ如キコトナキヤウ留意スルコトヲ要シ、  
 本規定ノ趣旨ハ一ニ町内會、部落會ガ活動  
 上必要ナル財產管理ノ適正ヲ期セシメント  
 スルニアツテ、濫リニ財產ノ造成ヲ競フガ

如キ弊風ヲ馴致セザルヤウ指導スル方針デア  
アル、又既ニ今日マデ町村ニ統一シタル財  
産ハ、之ヲ町内會、部落會等ニハ還付セシ  
メナイ考ヘデアルト云フ答辯ガアツタノデ  
アリマス、尙ホ町内會、部落會ノ長ハ市町  
村吏員デアルカ、又選舉運動ヲナシ得ルカ  
ト云フ質問ニ對シテハ、市町村吏員デハナ  
イガ、其ノ地位ニアツテ選舉運動ヲナスノ  
ハ適當トハ認メ難ク、從來モ斯カルコトノ  
ナキヤウ指導シテ來タノデアツテ、今後モ  
其ノ指導方針ヲ繼續シテ行キタイ旨ノ答辯  
ガアツタノデアリマス

第八ハ、市町村等ニ國政事務ヲ委任スル  
場合ニ於テノ財源ノ賦與ニ關スル事項デア  
ルノデアリマス、市町村又ハ市町村長等ニ  
對シ、國政事務ヲ委任スル場合ニ於テ、之  
ニ要スル費用ノ財源ニ付キ、必要ナル措置  
ヲ講ズベキモノトハ具體的ニハドウ云フ方  
法ヲ、一體執ルノデアアルカト云フ質問ニ對  
シテ、當局ヨリ、補助金、交付金等特定ノ  
財源ヲ賦與スルコトモアルベク、又ハ分與  
税ニ依リ、一般的財源ヲ賦與スルコトモ  
アルベク、要スルニ個々ノ具體的職務ノ委  
任ノ場合ニ於テ、實際上適切ナル方法ヲ執  
リタイト考ヘテ居ル旨ノ答辯ガアツタノデ  
アリマス

ウダ、之ニ付テ強制合併ノ方法ヲ考ヘテ居  
ルカドウカ、又都市膨脹ノ趨勢ニ對シテ、  
如何ナル對策ヲ持ツテ居ルカ、又市町村ノ  
公共事業ノ經營、特ニ營團等トノ關係ニ於テ  
ル指導方針如何トノ諸點ニ對シテ、質疑應  
答ガ行ハレタノデアリマス、當局ヨリ町村  
合併ニ關シテハ、現在ノ町村中ニハ規模ノ  
過小ト認メラルモノモアルガ、此ノ問題  
ハ町村ノ活動能力ト町内會、部落會等ノ下  
部組織ノ統制及ビ運營上ノ必要トノ兩面カ  
ラ睨合ハセテ考ヘル必要ガアルカラ、今直  
チニ一定ノ基準ニ基イテ、全面的ニ町村合  
併ヲ強行スルト云フ考ヘハアリマセス、併  
シ今回ノ改正ニ依リマシテ、町村合併ノ手  
續ハ、相當簡易化セラレタコトト思フト云  
フ答辯ガアリ、又都市膨脹ノ抑制ニ關シテ  
ハ、現在工場規制、學校ノ新設及ビ増設ノ  
制限等ノ對策ヲ執ツテ居ルガ、今後大イニ  
研究スル必要ガアルト思フ、又市町村ノ公  
共事業ノ經營ニ關シマシテハ、市町村ガ其  
ノ活動ノ内容ヲ豐富ニスルコトハ望マシイ  
コトデアアル、隨テ市町村内ニ特別ノ團體又  
ハ機關ガ設置セラルルノハ、成ベク之ヲ防  
止シタイト考ヘデアルト云フ答辯ガアツタノ  
デアリマス、大體ニ於テ市町村制改正ニ付  
テハ此ノ程度ノ説明デ宜カラウト思フノデ  
アリマス

舉區ハ、郡部ニ於テハ從來前郡長又ハ島司  
ト云フコトガ、府縣制ノ明文ニ書イテアルノ  
デアリマス、管轄シタル區域ニ依ツテ居ル  
ノデアリマスガ、改正案ニ於テハ、地方事  
務所長又ハ支廳長ノ管轄區域ニ改正シタイ  
ト云フノデアリマス、是ハ一體ドウ云フ理  
由ニ依ルノカト云フ質問ニ對シテ、當局ヨリ  
郡部ニ於テハ、郡役所廢止後ハ據ルベキ區  
域ガナカッタノデ、從前郡長又ハ島司ノ管  
轄シタル區域ト云フコトニセラレテ居リマ  
シタガ、地方事務所ノ制度ガ設ケラレマシ  
タ以上ハ、行政區劃タル此ノ管轄區域ヲ以  
テ、選舉區トスルノガ當然ノ整備デアルト  
云フヤウナ趣旨ノ答辯ガアツタノデアリマ  
ス、之ニ關シテ地方事務所ノ區域ニ依ル  
トスルコトハ、安固性ヲ缺クモノデハナイ  
カ、斯ウ云フ質問ニ對シテ、當局ヨリ、地  
方事務所長ノ管轄區域ハ、各般ノ實情ヲ慎  
重考慮シタ上ニ決定シタモノデアツテ、固  
ヨリ輕々ニ之ヲ變更スルト云フコトハ出來  
ナイ、又事ノ性質上濫リニ變更シ得ルモノ  
デモナイカラ、左様御諒承願ヒタイト云フ  
答辯ガアリマシタ、又地方事務所長ノ管轄  
區域ニ依ル時ハ、中ニハ數郡ノ區域ヲ合セ  
タルモノモアリ、選舉區ニ異動ヲ來シ、且  
ツ選舉區ノ區域ヲ擴大スルコトニナルカラ、  
選舉運動費用等ヲ餘程増加セシメルコトニ  
相成ルノデハナイカト云フ質問ニ對シマシ  
テ、當局者ハ今回數郡ノ區域ヲ合セルモノ  
ハ何レモ小郡デアツテ、現在ノ選舉區ハ大  
小不同デアリ、小ハ一人區ヨリ、大ハ十人

區ノ如キモノモアルカラ、改正案ニ依ツテ  
一人區、二人區等ガ減少シテ、全體トシテハ  
選舉區ノ規模ハ、却テ均齊ガ取レルヤウニ  
ナツタ、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマ  
ス

第二ハ、道府縣參事會ノ權限ニ關スル事  
柄デアリマシテ、本改正案竝ニ市制、町村  
制ノ改正案ニ於テ異議ノ決定、訴願ノ裁決  
等ノ權限ガ、道府縣參事會ヨリ、北海道長  
官又ハ府縣知事ニ今回ハ移サレテ居リマス、  
一體是ハドウ云フ理由カト云フ質問ガアリ  
マシテ、之ニ付キマシテハ、府縣參事會ノ  
會計檢査ヲ廢スルト云フコトハ、是ハ不當  
デハナイカ、又現在ノ實情ニ於テ參事會ガ  
檢査ニ來ルト云フコトハ、府縣吏員ニ相當  
ナル準備ト、相當ナル用意ヲ與ヘルノデア  
ツテ、此ノ方ガ宜イノデハナイカト云フ質  
問ニ對シテ、政府ハ必ズシモサウハ信ジテ  
居ラス、兎ニ角色々弊害モアリマスシ、正  
確ナル檢査等ハヤハリ參事會員ニヤラセル  
ヨリ、他ノ方法ヲ以テヤツタ方ガ宜イカラ、  
斯ウ云フ風ニ致シタノデアアル、斯ウ云フ答辯  
ガアツタノデアリマス

第三ハ、今秋ノ府縣會議員總選舉ト、所  
謂推薦制度ニ關スル事項デアツタノデアリ  
マス、本件ニ付キマシテハ、此ノ委員會ニ  
於キマシテモ、度々論議ニ上ツタノデアリ  
マス、私ハ委員會ヲ代表致シマシテ、特ニ  
東條總理大臣ノ出席ヲ求メ、之ニ關シ政府  
ノ意ノアル所ヲ質シマシタ所、東條總理大  
臣ヨリ左ノ如キ言明ガアツタノデアリマ

ス、即チ府縣會議員ノ選舉ニ臨ム具體ノ方針ニ付テハ、私ノ只今考ヘテ居ル所ヲ率直ニ申上ゲレバ、所謂第三者ニ依ル推薦ハ申スマデモナク法ノ認ムル所デアリ、眞ニ純眞ナル民間ノ盛リ上ル推薦機運ハ、固ヨリ之ヲ抑制スベキモノデハナイト考ヘマス、而シテ眞ニ有爲ナル議員ヲ選出セラレ、國民ノ戰爭完遂ニ對スル熱意ヲ昂揚スルコトヲ期スベキハ勿論デアリマスノデ、各般ノ啓蒙運動ノ展開ニ付テハ、政府ハ大イニ熱意ヲ有シテ居ルノデアアル、併シナガラ府縣知事等官憲ガ中心トナツテ、候補者銓衡會ノ結成並ニ運營ニ付テ指導スルガ如キコトハ、適當デナイト考ヘマスノデ、斯クノ如キコトハ之ヲナサシメナイヤウニ致シタイ考ヘデアリマス、尙又選舉ノ取締ニ當ツテ、候補者ノ如何ニ依リ差別的取扱ヲナスガ如キハ、嚴重ニ之ヲ戒メ、眞ニ至公至平ノ態度ヲ持スベキコトハ重ねテ申上ゲルマデモアリマセヌ、斯ウ云フ東條總理大臣ノ言明ガアツタノデアリマス

此ノ東條總理大臣ノ言明ニ關聯ヲ致シマシテ、更ニ斯ウ云フ質問ガ行ハレタノデアアル、府縣知事等官憲ト云フ文句ニハ、大政翼贊會ノ支部長又ハ之ニ類スル者ヲ含シテ居ルカドウカ、是ガ第一、第二ニ政府ノ方針ハ、今秋行ハルベキ府縣會議員選舉ニ關シテナサレテ居ルガ、市町村會議員ノ選舉及ビ其ノ後ニ行ハルベキ府縣會議員ノ選舉ヲモ含ムカト云フ問題、第二、啓蒙運動展開ニハ政府ガ熱意ヲ有スト云フガ、其ノ行過ギ

ハ面白クナイ、之ヲ嚴重ニ戒シムルモノト諒解シテ宜イカト云フ質問ガアツタノデアリマス、之ニ對シ内務大臣ヨリ、第一、府縣知事等官憲ノ申ニハ、大政翼贊會ノ支部長、其ノ他之ニ類スル者ヲ含マシムル考ヘデアアル、第二、右ノ方針ハ市町村會議員ノ選舉ヲ含ムモノト諒解セラレタイ、第三、啓蒙運動ト選舉運動トハ、固ヨリ區別スルコトヲ要シ、啓蒙運動ノ行過ギニ付テハ、十分戒メルヤウ注意致シマス、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス、府縣制ニ關スルコトハ、大體是レ位ガ要點デアアル

次ハ特別市制及ビ道州制等廣地域行政組織ニ關スル事項デアリマス、市制、町村制ハ改正並ニ東京都制ノ制定ニ伴ツテ、五大都市等ノ所謂特別市制ニ付テハドウ考ヘテ居ルカ、又下部行政機構ヲ整備スルナラバ、是ト照應シテ、上級ノ行政機構ヲ整備ヲ圖ルノハ當然デアツテ、所謂道州制等ニ付テハドウ云フ考ヘヲ持ツテ居ルカ、斯ウ云フ質問ニ對シテ、當局ヨリ特別市制ハ、道州制トモ密接ナ關係ヲ持ツテ居ツテ、將來十分研究ヲ致シタイ、又道州制ニ付テハ極メテ重大ナル問題デアツテ、慎重ナル研究ヲ要スルト思フガ、内務省トシテハ建設の意味ニ於テ、十分検討ヲ加ヘタイ旨ノ答辯ガアツタノデアリマス、尙ホ地方事務所ニ關シマシテ、其ノ權限ノ強化等ニ關シテ、ドウ云フ風ニ考ヘテ居ルカトノ質疑ガアツタノデアリマスガ、當局ヨリ、地方事務所ハ未ダ設置後星霜ヲ閱スルコト少ク、或ハ十分ノ機

能ヲ發揮シテ居ナイモノガアルカモ知レナイト思フガ、設置ノ趣旨ハ町村ノ善キ相談相手ニナルト云フコトニアルカラ、今後一層指導整頓ヲ加ヘテ、其ノ成績ヲ擧ゲルヤウ、是ガ運營ニ付キ十分留意シタイトノ答辯ガアツタノデアリマス

以上ガ市制中改正法律案外四件ノ特別委員會ニ於ケル重要ナル質疑應答ノ大要デアリマス、併シナガラ先刻申上ゲマシタ通り、市制第七十三條ノ市長ノ補充選任ニ關スル規定ニ關シ、又市町村長ノ解職ニ關シ、其ノ理由等ヲ命令ヲ以テ列擧スル云々ト云フコトニ付テハ、是ハ重大ナル問題デアツテ、是ハ本案審議中ニ於テ論議ノ焦點トナツタモノデアアル、市町村長ノ選任及ビ解職ノ問題ハ、事頗ル重大デアリマスカラ、更ニ政府ノ所信ヲ明確ニスル必要アリト認メマシテ、委員長ハ委員會ノ總意ヲ代表シテ、政府ト一問一答致シマシタ、此ノ際其ノ一問一答ヲ御紹介申上ゲルト云フコトハ、必ズシモ無益デハアルマイト思フノデアリマス

第一ノ問ハ、斯ウ云フ問ヲ致シタノデアアル、市制第七十三條第四項ノ市長ノ補充選任ニ關スル規定ニ關シテハ、大イニ論議ノアツタ所デアリマスカラ、本規定ノ運用ニ付キ、此ノ際改メテ内務大臣ノ御所見ヲ承リタイ、斯ウ云フ質問ヲ發シタラ、内務大臣ハ斯ウ答ヘラレタ、本規定ハ實際上ノ已ムヲ得ザル必要ニ基クモノデアリマスノデ、本規定ノ運用ニ付テハ、特ニ慎重ヲ期スベ

キモノデアルト考ヘテ居リマス、先ツ本規定ニ於テ「内務大臣ノ指定スル期日」トアリマス點ニ付キマシテハ、原則トシテ一箇月ノ期間ハ、之ヲ確保スル取扱例ヲ確立致シタイ考ヘデアリマス、次ニ本規定ノ發動ニ付テデアリマスガ、本規定ハ市會ノ情勢上、容易ニ其ノ議ガ繼ガマル見込ガナク、相當期間ニ互ツテ市長ノ曠缺ヲ來スコトガ、明瞭ニ看取セラルルガ如キ場合ニ、之ヲ働カスベキモノデアルト考ヘテ居リマス、隨テ本規定ハ、市會ガ指定ノ期日マデニ候補者ヲ推薦ヲサナイカラト云ツテ、直チニ之ヲ働カスト云フモノデハナク、更ニ市會ニ對シ催告ヲナス等、最善ノ措置ヲ講ジタル上、之ヲ發動スル取扱ト致シタイ考ヘデアリマス、之ヲ要スルニ政府トシテハ、出來ル限り市會ヨリ候補者ヲ推薦アルコトヲ期待シ、左様ニ仕向ケル考ヘ方ヲ以テ、是ガ運用ニ當リタイト考ヘマスト云フ答辯ガアツタノデアリマス

第二問トシテ、市町村長ノ解職ニ關シ、其ノ事由ヲ命令等ヲ以テ列擧シテ規定シ得ナイモノデアアルカ、此ノ邊ニ關スル内務大臣ノ御所見ヲ承リタイ

尙ホ市町村長ノ解職ニ關スル規定ノ運用ニ關シテハ、大イニ論議ノアツタ所デアリマスカラ、此ノ際改メテ内務大臣ノ御所見ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス、斯ウ云フコトヲ質問致シマシタノニ對シテ、内務大臣ノ答辯ハ、市町村長ノ解職ノ事由ヲ、法令ノ形式ヲ以テ列擧シテ規定スルコトハ、技

術的ニ困難デアルト思ヒマス、就キマシテハ、内務省トシテハ是ガ取扱例ヲ確立シ、而シテ地方廳ニ對シテハ、依命通牒等ノ方法ヲ以テ遺漏ノナイヤウニ通達致シタイ考ヘデアリマス、而シテ解職ハ最モ慎重ヲ期スベキ事柄デアリマスカラ、眞ニ已ムヲ得ナイ場合ノ外、是ガ規定ノ運用ヲナサナイ方針ヲ執ル考ヘデアリマス、隨テ其ノ事由トシテハ、曩ニ本委員會ニ於テ申述ベマシタ如ク、例ヘバ第一ニ、市町村長ガ犯罪ニ因リ刑ニ處セラレ、市町村民ノ信望ヲ失フニ至ツタ時、第二ニ、市町村長ガ就任ノ後ニ於テ久シキニ互ル疾病等ノ爲メ職責ニ堪ヘザルニ至ツタ時、第三、市町村長ト市町村會トノ間著シク圓滿ヲ缺キ、而モ市町村長ヲ退職セシムルヲ相當トスル時、第四、其ノ他右ニ準ズルガ如キ著シク在職ヲ不適當トスル事由ガアツタ時ノ如キモノヲ考ヘテ居リマス、尙ホ町村長ノ解職ハ、府縣知事ノ行フ所デアリマスカラ、此ノ趣旨ヲ明瞭ニ府縣知事ニ通達スルハ勿論、府縣知事ガ町村長ノ解職ヲ行ハントスル時ハ、豫メ内務大臣ニ稟議セシムル等、慎重ヲ取扱ヲ致サセタイ考ヘデアリマス、斯ウ云フ答辯ガアツタノデアリマス、斯ウ云フ風ニ内務大臣ノ責任アル答辯ヲ得マシテ、委員一同ハ了承致シマシタ

タル各案トモ、原案ノ通りニ可決致シマシタ、右御報告申上ゲマス(拍手)  
○議長(岡田忠彦君) 五案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕  
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ五案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ  
○森下國雄君 直チニ五案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス  
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕  
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス  
午後二時二十七分散會

是ニテ質問ヲ終了シ、直チニ討論ニ入りマシタ、佐藤洋之助君ハ翼政會ヲ代表シテ原案ニ賛成セラレマシタ、大倉三郎君モ亦リ、全會一致ヲ以テ本委員會ニ付託セラレ

市制中改正法律案 第二讀會(確定議)  
町村制中改正法律案 第二讀會(確定議)  
府縣制中改正法律案 第二讀會(確定議)  
北海道會法中改正法律案 第二讀會(確定議)  
朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)  
○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、五案トモ委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○森下國雄君 本日ノ日程ヲ延期シ、是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

案贊成ノ意見ヲ述ベラレ、大倉三郎君モ亦リ、全會一致ヲ以テ本委員會ニ付託セラレ

○森下國雄君 本日ノ日程ヲ延期シ、是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

衆議院議事速記録第十六號中正誤

